

## 第6期おおたプログラミング学校業務委託仕様書・案

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、太田市と受託者が協議のうえで決定する。

### 1. 業務名

第6期おおたプログラミング学校業務

### 2. 目的

課題適応力の高いIT人材の育成を目的として、3ヶ年にわたりプログラミングの基礎から本格的なテキスト言語を学ぶ。また、受講生自身の思い描く作品の完成に向けて、制作活動に取り組み、プログラミングへの理解と技術の向上を養う。

### 3. 期間

契約締結日～令和12年3月31日

### 4. 業務の概要

#### (1) プレスクール（令和9年度）

- ・I課程入校前の体験会とする
- ・令和9年5月上旬から水曜日・木曜日の全6回・各26名までとする
- ・プログラミング学校の概要説明、カリキュラム紹介、体験講座及びI課程入校者の選考試験を実施
- ・I課程の入校者はプレススクール参加者の中から選考し、決定する
- ・選考方法は本市と協議のうえ決定するものとする。
- ・対象 市内在住・在学の小学3～6年生 最大156名

#### (2) I課程（令和9年度）

- ・Scratchやロボットプログラミングを通じてビジュアル言語の基礎から応用までを学ぶコース
- ・全30回、定員各30名、水曜日・木曜日の2クラス
- ・スケジュール日程については太田市と協議のうえ決定する
- ・別途、気象庁より太田市に対して警報等が発出された場合に備えて予備日を2回以上設けるものとする
- ・受講生たちの自発的な学習を促せるようなカリキュラムとし、以下の内容を含むものとする
  - ・ITリテラシー（ネットリテラシーの学習）
  - ・表現力（グループまたは個人で制作・発表）

- ・習熟度を測るための効果測定
- ・対象 令和9年度プレスクールから選考された受講生

(3) II 課程（令和10年度）

- ・文字や記号、数字のみで記述するテキスト言語の理解を深め、高度なプログラミングを習得するコース
- ・全30回、定員各30名、水曜日・木曜日の2クラス
- ・スケジュール日程については太田市と協議のうえ決定する
- ・別途、気象庁より太田市に対して警報等が発出された場合に備えて予備日を2回以上設けるものとする
- ・I 課程の学習内容を活かせるようなカリキュラムとし、以下の内容を含むものとする
- ・IT リテラシー（ネットリテラシーの学習）
- ・表現力（グループまたは個人で制作・発表）
- ・習熟度を測るための効果測定
- ・III 課程進級に向けた選考を行う
- ・対象 令和9年度I 課程修了者

(4) III 課程（令和11年度）

- ・年間を通じて自分の思い描く作品の完成に向けて、制作活動に取り組み、プログラミングへの理解と技術の向上を養うコース
- ・全30回（成果発表会は含まず）、定員36名、月曜日の1クラス
- ・スケジュール日程については太田市と協議のうえ決定する
- ・別途、気象庁より太田市に対して警報等が発出された場合に備えて予備日を2回以上設けるものとする
- ・その他、参加するコンテスト・大会等への随行を行う。
- ・大会のエントリーから発表までの手配をする。コンテスト参加のための動画撮影はおたプログラミング学校の授業内で実施する。
- ・受講生それぞれが、年間で2～3つの大会へのエントリーを目指す。
- ・参加する大会の選出方法は太田市役所と協議のうえ決定する。
- ・卒業制作を行い、成果発表会では作品のプレゼンテーションを行う。成果発表会は土曜日または日曜日に開催する。受託者は成果発表会における発表準備に対応すること。会場の手配は太田市で行う。
- ・自主制作の完成を目指すカリキュラムとし、以下の内容を含むものとする
- ・IT リテラシー（ネットリテラシー等の学習）
- ・表現力（グループまたは個人で作品を制作、PowerPoint 等で発表用の資料作成、発表）

・対象 令和10年度Ⅱ課程修了者かつ選考通過者

5. 履行場所

太田市浜町2番35号 ほか

※契約期間中に履行場所が変更となる可能性もあります。

6. 使用端末（予定）

Windows11 Home 64bit、Core-i7 11世代、32GB、SSD 512GB、  
GPU NVIDIA GeForce RTX3060

※使用端末のスペックについては、変更の可能性もある

7. 授業時間

19時から20時30分まで

8. 教材

受託者はカリキュラムに沿った教材の用意及び管理までを行うこと

授業で使用するテキストについては、自作か、市販されているものかは問わない

なお、授業で使用した自作のテキストについては契約締結終了後も太田市の利用を認めること

9. 作成データの取り扱い

授業で作成したファイルはクラウドストレージに保存する

受講生1人につき、1フォルダとする

クラウドストレージ、データの管理は受託候補者が行う

10. 準拠する法令等

本委託は、業務に関わる法令等に拠るほか、次に示す各法令・規則・規定に基づいて行うものとする。

- ① 地方自治法
- ② 個人情報保護法
- ③ 太田市財務規則
- ④ 太田市契約規則
- ⑤ 太田市情報セキュリティポリシー
- ⑥ その他関係諸規定

## 1 1. 成果品

本業務における成果品として以下のものを納品する。

- (1) 実施報告書を作成すること。実施報告書は、各月で作成し、翌月速やかに本市に納品すること。各月の報告書には所見を付与するものとし、受講生からの意見・要望等があれば付記するものとする。各課程の最終月には、年間の全授業を総括して取りまとめ、報告書の作成をすること。報告書の形式・内容については、事前に本市と協議すること。
- (2) 受講生に授業への理解度、満足度を含めたアンケートを作成・実施すること。アンケート内容は、事前に本市と協議をして決めること。また、アンケート結果を取りまとめ、最終月の実施報告書に添付すること。

## 1 2. その他留意事項

- ① 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ② 本仕様書に明示していない事項や疑義が生じた事項については、本市と受託者とで都度協議して定めるものとする。
- ③ 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、本市と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- ④ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 当該委託に係る成果品に関する権利は、本市に帰属するものとする。
- ⑥ 成果物に関し、本市の同意なく著作権上の公表権等の権利を行使してはならない。
- ⑦ 本おたプログラミング学校における講義内容等について、ホームページ、SNS 等への公表は太田市が行うものとし、受託者は行わない。
- ⑧ 業務には、十分な知識を有する者を配置すること。
- ⑨ 受託者は、この契約に関して知りえた全ての情報を漏洩してはならない。この契約終了後も同様とする。
- ⑩ 受託者は、この契約に基づく業務を行うため、本市から提供された資料等を、本市の許可なく複写又は複製をしてはならない。また、契約終了後は速やかに本市に返還しなければならない。なお、提供を受けた資料等のうち、情報セキュリティに係るもの及び本市の情報システムに係るものは、施錠できる保管庫等に適正に管理しなければならない。
- ⑪ 太田市の施設設備等について、破損し、汚損し、若しくは紛失し、又は盗難等の発生があった場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。